

## **都市ガス小売全面自由化の実効性の確保に向けた処方箋 (II)**

平成 30 年 5 月 8 日  
社会保障経済研究所 代表  
石川 和 男

**課題 1 : 4 大都市圏以外では家庭用の選択肢は無い。**

**課題 2 : 都市ガス世帯の約 1 / 4 には供給者の選択肢は無い。**

↓

- (1) 全国 47 都道府県の都市ガス事業者 (203 社) のうち、家庭需要家に選択肢が無いのは 31 道県・178 社。転換件数は、都市ガス世帯の 2.7% 程度。
- (2) 新規参入のある地方での転換率は、関東 1.6%、中部・北陸 4.3%、近畿 4.9%、九州・沖縄 3.2%。(北海道、東北、中国・四国ではゼロ。)
- (3) 家庭向け新規参入 (14 社) のある地域での転換率は、関東 2.0%、中京 4.9%、関西 5.1%、福岡 6.4%。(その他ではゼロ。)

↓

- ① 家庭向け新規参入は、大手 4 大都市ガス会社圏に集中。
- ② 家庭の選択肢は、多くの政令指定都市・中核市・特例市を含め、地方では全く拡大されておらず、自由化の恩恵は及んでいない。
- ③ そんな状況下で、料金規制は 194 社で撤廃。これは非常に危険な状態。

注 : 別添 A 3 資料は、平成 28 年ガス事業年報、ガス事業便覧、経済産業省資料から筆者が作成。家庭需要家数には選択約款を含む。転換数は今年 3 月の経産省データより。



以上に掲げた諸課題を解決すべく、保安確保や取引適正化を前提としつつ、都市ガス事業への新規参入を促す施策として、前回（4月13日）、以下の（1）～（5）に掲げる処方箋を提示。

### **(1) 輸入LNG（ガス製造）基地の利用の推進**

・・・①輸入LNG基地について、明快な『利用約款』の作成義務付け、②電力・ガス取引監視等委員会（監視委）による基地利用に関する紛争処理の迅速化、調停・斡旋特別委の機動的活用など。

### **(2) ガス託送料金の低減**

・・・①例えば今回の自由化後3年が過ぎても新規参入のない事業者について、監視委が全ての導管事業者の原価項目の再審査を順次実施、②家庭向け少量需要に係るガス託送料金を内部補助（暖房など多消費部分からの補填）による廉価で設定など。

### **(3) 集合住宅などの「一括受ガス」取引と「ガス卸」の促進**

・・・①託送が可能な導管事業者はガス卸申込みを適正価格で受諾するとともに、卸交渉難航時、調停・斡旋特別委への申請を勧告、②一括受ガス形態に『ワンタッチ供給形態』の援用、建物引込み卸ガスメーター設置・建物一括供給託送約款料金に係る諸規定の整備など。（特に、一括受ガスに関しては、次頁の通り即応が可能。）

### **(4) 二重導管規制と熱量調整**

・・・①都市ガスについて、「標準熱量制」から「熱量バンド制」への変更、②中小ローリー卸受の都市ガス事業者には未熱調化を先験的に実施し、段階的に大手都市ガス事業者に拡大。

### **(5) 保安規制面での制約の解消**

・・・異種ガス事業間の保安規制の不整合を解消するために、ガス事業法や液化石油ガス法などガス保安関連法を一元化した“ガス安全法制”の整備。

## 「一括受ガス」について

「一括受ガス」は、新築での電気・通信一括販売や集合住宅でのLPガス供給からの一棟転換での需要開拓に効果的。今回の自由化以前から電力・石油・LPガス会社などによる新規参入ニーズは相当あった。

因みに、

- (1) 「電気の一括受電」は、電力小売自由化以前から認められていた。
- (2) 「LPガスの一括受ガス」は、当初から認められていた。

今回の自由化で、「都市ガスの一括受ガス」は、“需要家の選択制限”や“戸別メーター保安面での懸念”といった否定的意見により、“需要家ニーズを踏まえ今後の課題”として先送り。

しかし実際には、業務用などで「都市ガスの一括受ガス」物件が相当数存在しているのが実態。これは即ち、都市ガス会社による“需要場所に関する恣意的な運用・解釈”であり、違法状態（監視委の不作为）の長期継続。《資料1》

とは言え、事故など安全上の支障や、料金面での苦情が出された形跡はない。

- ☆ 霞が関官庁街では、食堂（職員向け福利厚生施設と解釈。職員以外の利用も可）の運営事業者が使用する厨房機器での使用など類似物件あり。これは“非公表の拡大解釈”であり、実態的には、その厨房機器は庁内暖房との一括受ガスの形。他の民間施設では公平な解釈適用がされていない可能性もあり、一括受ガスの運用は非常に不透明。《資料1》

経済産業省は、一括受電について、“需要家の選択制限”との懸念に拘らず、

- ① 今回の自由化法の検討過程で一括受電を全く否定せず。
- ② 今回の自由化の成果である電力供給者の切替え（スイッチング）のデータに一括受電を算入。
- ③ 今回の自由化による動向として一括受電を肯定的に評価。《資料2》

**「都市ガスの一括受ガス」に関して、経済産業省が懸念点として挙げているものについては、それぞれ次の①～③の通りであって、当方が提案す**

る規制改革を実施しても何ら問題はない。

- ① 保安規制については、前頁（3）で掲げたような制度改正か、LPガス保安規制と同等の規制への改正で対応は可能。
- ② 託送コストについては、現在までの違法状態下での一括受ガス形態で苦情は出ていないので、これを継続することで問題はないはず。なお、託送以外のコスト低減努力もあり、自由化後に行政側が口出す部分ではない。
- ③ 需要家の選択制限については、一括受電が肯定的に捉えられていることや、電力・ガスなど総合エネルギー企業の育成という今回の電力・ガスシステム改革の一趣旨に鑑みれば、行政側が問題視するのは政策的矛盾。（電力とガスのイコールフットィング論も既出。《資料3》）

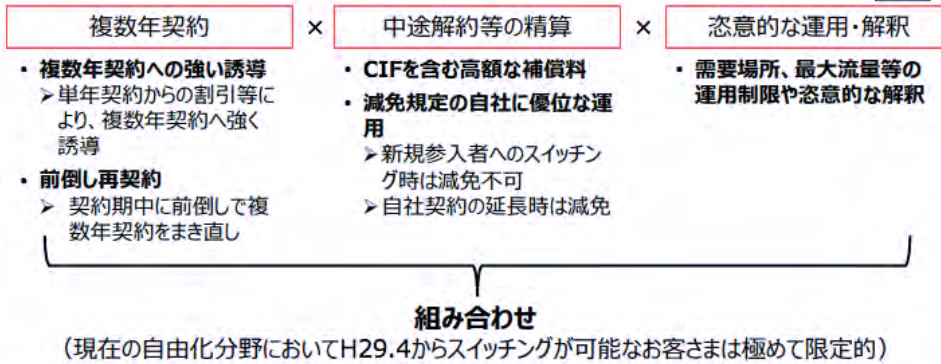
## 《資料 1》

2016.9.2 電力・ガス取引等監視委員会 第10回 制度設計専門会合提出資料

「都市ガス市場における競争環境整備について」（東京電力エナジーパートナー・中部電力・関西電力）

<既存ガス事業者によるガス契約での困り込みについて>

5



**複数の行為を組み合わせた新規参入阻害は問題ではないか**

※ これらの困り込みは、小売供給のみならず、卸供給においても事例あり

8

<実例 子メーターリースサービスの供給者変更時の取扱い>

- お客さまにリースで子メーターを設置し、検針までを実施していたが、供給者変更の際には、**小売の需給契約に紐づいているとし、契約終了と合わせて、リース契約も終了となると説明。実際に供給者変更のタイミングで子メーターを現地から撤去した。**

- **お客さまは、供給者変更後も子メーターのリース契約の継続を希望したが、ガス事業者から拒否されたため、自前でメーカーに子メーターを発注・購入するとともに、検針についても自前で実施するよう運用の変更を余儀なくされた。**

9

<実例 競合時における「ガス機器メンテナンス契約」の過度な料金値上げの示唆>

【ガス販売において既存事業者と競合したお客さまからの聞き取り】

- 既存事業者が、お客さまに対し、ガス小売契約を他事業者へ切替ようとした場合、既存事業者が受託しているGHP（ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン）のメンテナンスは継続実施するが、**メンテナンス料金は現行から5割増しにすると示唆。**

- 既存事業者による小売契約の対抗値下げがあるなか、メンテナンス料金の値上げをされると、**新規参入者が新たなガスの需要家（GHP利用需要家）を獲得することが困難に。**

## 《資料2》

2017.12.20 資源エネルギー庁「電力小売全面自由化の進捗状況」

### (参考) 新電力の事業買収や事業縮小

- 小売全面自由化以降、小売電気事業者やその媒介・代理・取次ぎ事業者等、様々な事業者が参入する一方で、各社の経営判断にも多様な動きが出始めている。
- 大手新電力においても、事業の買収や縮小の事例が見られる。

#### 新電力における事業買収・縮小の事例

##### 事業買収

##### オリックス電力（関西電力）

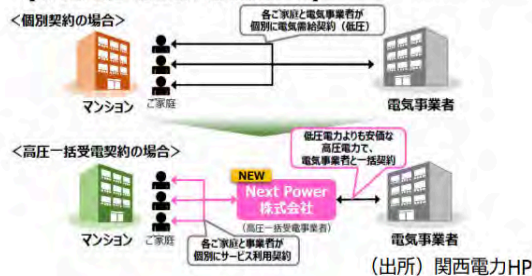
- オリックス電力は、首都圏と関西圏を中心に、マンションの高圧一括受電サービス事業を2010年より展開。首都圏で約6.3万戸、関西圏で約1.3万戸の顧客を獲得していた。
- 2017年10月、オリックス電力は、新設分割した新会社「Next Power」社にマンション高圧一括受電サービス事業を切り出し。
- 同日付で、関西電力が事業買収により、「Next Power」社の全株式を取得。これにより、事実上オリックス電力社のマンション高圧一括受電サービス事業を買収。

##### 事業縮小

##### 大東エナジー

- 電力小売の全面自由化以降、大東エナジーは主に大東建託のアパートの入居者向けに小売販売を展開。直近の低压販売電力量36,298kWh（2017年9月実績）は新電力7位。
- 料金は大手電力に比べて一律数%を割り引いた単価を設定。一人暮らしの需要家が多く、1需要家当たりの料金収入は全国平均の約半分。
- 2017年11月、「電力市場価格の高騰及びシステムの改修困難」を理由に、需要家への供給を取りやめることを表明。現在、他社への切り替えを順次促している。

#### 【マンション高圧一括受電サービス提供イメージ】



#### 「いい部屋でんき」から他の電力会社へ切り替えのお願い

拝啓 入居者様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、2016年の電力自由化に伴い、入居者様へ廉価な電気をお届けしたく「いい部屋でんき」をご案内して参りましたが、電力市場価格の高騰及びシステムの改修困難により、誠に勝手ではございますが、お客様に「いい部屋でんき」から他の電力会社へ切り替えをお願いする次第となりました。お客様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、心よりお詫びを申し上げます。  
つきましては、下記の期日までに、新たな電力会社へ切り替えのお手続きを進めていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。 敬具

記

お手続きの期日 2017年 月 日 ( )までに切り替えをお願いします。

(出所) 大東エナジー-HP 6

## 《資料3》

2018.4.20 内閣府・消費者委員会 第44回公共料金等専門調査会「ガス小売全面自由化の課題と対策」

### その他の課題と対策

- ・自由化による競争のもと、一部の事業者において不適切な営業行為などの消費者問題が発生。(監視等委員会の業務改善勧告事例あり。)  
⇒消費者の信頼を裏切る大変残念な事態である。  
⇒問題発生時の厳格な処分、監視・牽制機能強化が必須。
- ・一括受ガス議論の再燃？  
⇒新しい制度設計においても、保安上の問題をクリアできないことや、消費者の供給者選択に制約を課す可能性が高いこと等から、一括受ガスは許容されていない。  
⇒「一括受電」では、全面自由化後、消費者がスイッチングしたくてもできない事態が発生。(※)  
(※)一括受電は、電力の小売全面自由化前に、当時は大きなデメリットが想定されなかったことから解禁されていた。
- ・関西などの一部エリアでは、すでに電力・ガスの垣根を越えた総合エネルギー市場での競争が発生している。  
⇒「電力」と「ガス」、それぞれセパレートなルールではなく、統合的な市場に対してのルール作り・運用が求められる。